

姫路市
ホームレス自立支援実施計画

平成 28 年 (2016 年) 3 月

姫 路 市

はじめに

平成14年(2002年)8月にホームレスの自立の支援に関する特別措置法が施行されました。これを受け、姫路市では平成18年に「姫路市ホームレス自立支援実施計画」を策定し、平成23年に見直しを行ったうえで、ホームレスの自立支援に取り組んでまいりました。

この間、関係機関や民間団体、市民の皆さまのご協力により市内のホームレス数は大幅に減少しており、この計画に基づく取り組みが一定の成果を上げているものと考えられます。

しかし、厳しい社会・経済情勢下において、自立の意思を持ちながら不安定な生活を送らざるを得ないホームレスは、依然として後を絶ちません。また、車上生活や終夜営業店舗等に寝泊まりするなど不安定な居住環境での生活を余儀なくされる人の増加が社会問題化しており、現にホームレス生活を行っている人だけでなく、生活に困窮している人が新たにホームレスとならないような支援のあり方が求められているところであります。

このたび、平成23年に策定した「姫路市ホームレス自立支援実施計画」の実施期間が満了するにあたり、現在の社会情勢にあわせて見直された国の基本方針及び兵庫県の実施方針を踏まえ、『ホームレスの自立を支援するための施策の推進』、『ホームレスに関する問題解決のための施策の推進』、『ホームレスになることを防止するための施策の推進』を三つの柱とする新たな計画を策定しました。

市民の皆さまには、本計画の策定の趣旨をご理解いただき、一人でも多くの自立の意思のあるホームレスが社会復帰できるように、また、新たなホームレスを生まない社会が実現されるように、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年(2016年)3月

姫路市長 石見利勝

【目 次】

I	計画について	
○	計画の目的	1
○	計画の位置付け	1
○	これまでの経過	2
○	計画期間	2
II	現状と課題	
○	ホームレスの現状	3
○	ホームレス自立支援に向けた課題	5
III	計画の推進	6
1	ホームレスの自立を支援するための施策の推進	7
(1)	生活に関する相談支援	8
(2)	保健及び医療の確保	9
(3)	安定した居住の場の確保	10
(4)	就業機会の確保	12
2	ホームレスに関する問題解決のための施策の推進	13
(1)	緊急援助及び生活保護の実施	14
(2)	ホームレスの人権擁護	15
(3)	公共施設の利用環境の確保	16
(4)	地域における安全の確保等	17
(5)	民間団体や地域社会等との連携	18
(6)	地域福祉の推進	19
3	ホームレスになることを防止するための施策の推進	20
(1)	生活に関する相談支援	21
(2)	就業機会の確保	22
(3)	安定した住居の確保	23
(4)	キャリア教育の推進	24
(5)	その他生活上の支援	25
	参考資料	
○	個別面談調査結果	26
○	市民モニター・アンケート結果	29
○	用語集	33

I 計画について

○計画の目的

この計画は、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援し、新たなホームレスを生まない福祉社会の実現」を目的とします。

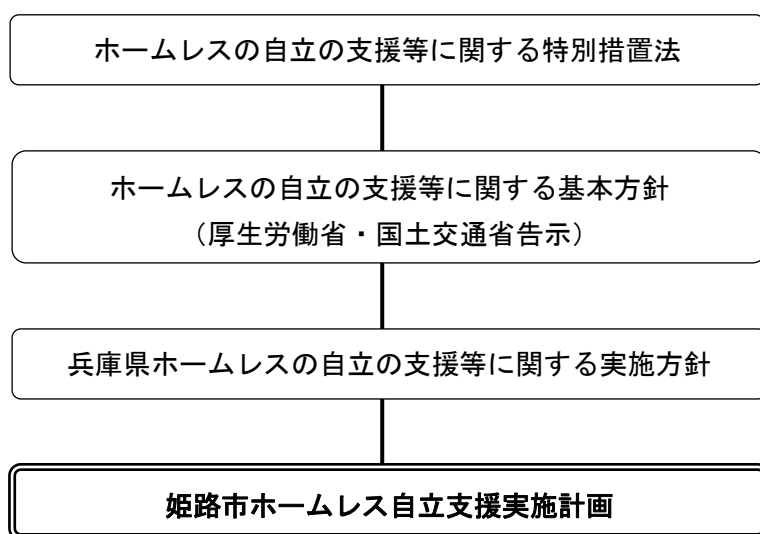
なお、本計画におけるホームレスとは、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第2条で定義された「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」を指します。

<ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（抜粋）>

第2条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

○計画の位置付け

この計画は、平成14年（2002年）8月に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第9条2項の定めに基づき、国の基本方針および兵庫県の実施方針を踏まえ策定したものです。



○これまでの経過

- 平成 14 年(2002 年)8 月 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行
(10 年間の時限立法)
- 平成 15 年(2003 年)7 月 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定
- 平成 16 年(2004 年)7 月 「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定
- 平成 18 年(2006 年)3 月 「姫路市ホームレス自立支援実施計画」策定
- 平成 20 年(2008 年)7 月 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」見直し
- 平成 22 年(2010 年)2 月 「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」見直し
- 平成 23 年(2011 年)3 月 「姫路市ホームレス自立支援実施計画」見直し
- 平成 24 年(2012 年)6 月 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を
改正する法律」施行(5 年間の延長)
- 平成 25 年(2013 年)7 月 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」見直し
- 平成 27 年(2015 年)3 月 「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」見直し
- ※平成 27 年(2015 年)4 月 「生活困窮者自立支援法」施行

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
法律	施行										延長									
基本方針		策定					見直し					見直し								
兵庫県 実施方針			策定				見直し						見直し							
姫路市 実施計画				策定				見直し						見直し						

○計画期間

平成 28 年度 (2016 年度) ～ 平成 32 年度 (2020 年度)

本計画は、国及び兵庫県の方針を踏まえ、平成 28 年度 (2016 年度) を初年度とした 5 か年計画とします。ただし、この期間中に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が失効した場合は、同法の失効する日までの計画とします。

Ⅱ 現状と課題

○ホームレスの現状

1 ホームレス数

全国におけるホームレスの数および生活実態を把握するため、平成15年から国は全ての市町村を対象に実態調査を実施しています。

平成22年の全国調査で13,124人が確認されたホームレスの数は、平成27年の全国調査では6,541人と約半数に減少しています。

兵庫県内においても、平成22年には419人が確認されていましたが、平成27年の調査では175人と大幅に減少しています。

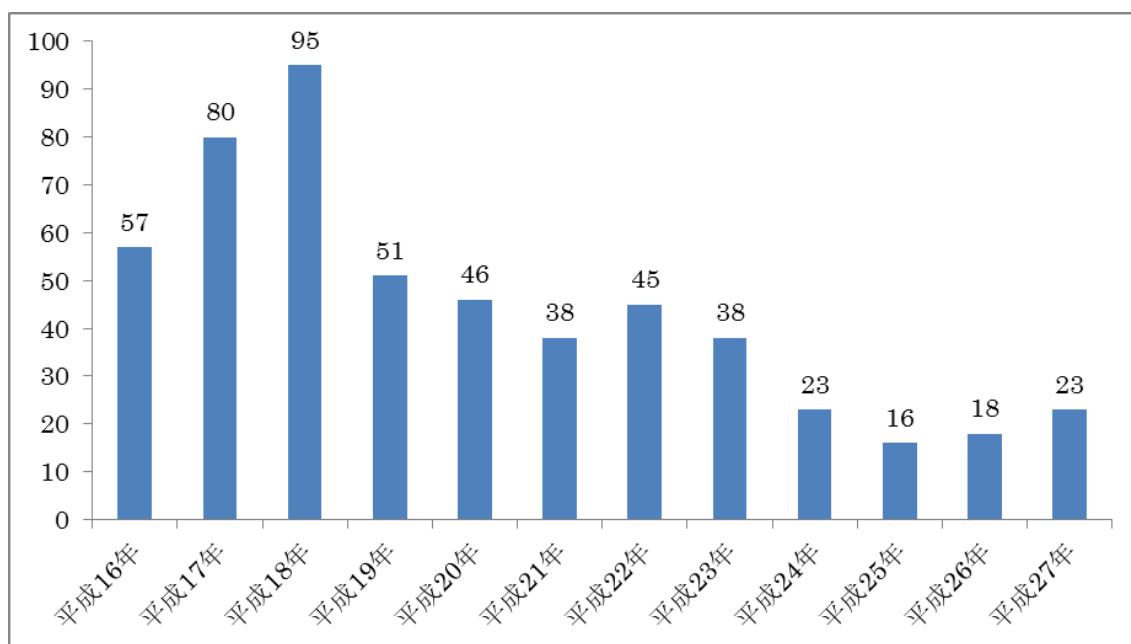
本市においては、平成22年の調査では45人、平成27年の調査では23人となっています。平成26年調査結果の18人と比較すると平成27年は5人の増となっていますが、ここ数年については20人前後で推移しています。

◆ホームレス数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全 国	13,124人	10,890人	9,576人	8,265人	7,508人	6,541人
兵 庫 県	419人	341人	273人	215人	214人	175人
姫 路 市	45人	38人	23人	16人	18人	23人

※ 「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」の結果による

◆姫路市におけるホームレス数



(人)

2 起居の場所

起居の場所について、平成 27 年の全国調査では、都市公園・河川・道路の合計が約 70% を占めています。姫路市においてはこの傾向はより顕著で、ホームレスが確認された数の 90%以上を、都市公園・河川・道路が占めています。

◆場所別のホームレス数

	都市公園	河川	道路	駅舎	その他施設
姫路市	13 人 (56.5%)	7 人 (30.4%)	1 人 (4.3%)	2 人 (8.7%)	0 人 (0.0%)
全 国	1,583 人 (24.2%)	2,022 人 (30.9%)	1,194 人 (18.3%)	311 人 (4.8%)	1,431 人 (21.9%)

※ 「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」の結果による

3 年齢分布

姫路市内におけるホームレスの年齢分布については、60 歳以上の人が約 65%を占め、5 年前と比較すると高齢化が進んでいる傾向が見られます。

◆姫路市における年齢別のホームレス数

	40 歳未満	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	調査人数
平成 27 年	0.0%	0.0%	35.7%	42.9%	21.4%	14 人
平成 22 年	0.0%	13.0%	30.4%	34.8%	21.7%	23 人

※ 姫路市の行った「ホームレス個別面談調査」の結果による

4 ホームレス期間

ホームレスになってからの期間が 5 年以上の人が約 80%を占め、5 年前と比較するとホームレス生活が長期化している傾向が見られます。

◆姫路市における期間別のホームレス数

	6 月未満	6 月～1 年	1～3 年	3～5 年	5 年以上	調査人数
平成 27 年	14.3%	0.0%	7.1%	0.0%	78.6%	14 人
平成 22 年	4.3%	4.3%	26.1%	21.7%	43.5%	23 人

※ 姫路市の行った「ホームレス個別面談調査」の結果による

○ホームレス自立支援に向けた課題

以前に比べホームレス数は減少しているものの、その背後には車上での生活や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境のため、ホームレスとなるおそれのある人が少なからず存在していると考えられます。

また、ホームレスが高齢化、長期化している状況が見られることから、健康状態の悪化が懸念されます。

これらの状況を踏まえ、今後もこれまでの取り組みを続けることにより、ホームレスが自らの意思で安定した生活を送ることができるよう適切な支援を行える体制作りを継続するとともに、新たなホームレスを生まない、ホームレス生活を長期化させないための施策の推進に取り組んでいく必要があると考えられます。

Ⅲ 計画の推進

姫路市内でのホームレス数は、平成 18 年の計画策定以降年々減少傾向にあります。しかし、平成 27 年 1 月の目視調査では 23 名の方が確認されており、これらの人に対しては引き続き自立に向けた支援が必要です。

一方、生活保護や生活困窮者の相談窓口等においては、法で定義されるホームレスではないものの、車上での生活や終夜営業店舗で寝泊まりしている人など、定まった居住地を持たない人からの相談も多く見受けられるのが現状です。

これらの状況から、ホームレスの自立支援計画の策定については、現にホームレス生活を送っている人に対する支援を引き続き行うとともに、定まった居住地を持たない人に対して、新たにホームレスとならないような支援も必要であると考えられます。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法においては、第 3 条第 1 項にホームレス自立支援施策の目標として、「自立の意思があるホームレスに対し、これらの者を自立させること」、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が、ホームレスとなることを防止すること」、「ホームレスに関する問題の解決を図ること」と定めています。

新たなホームレス自立支援実施計画については、法律に定める施策の目標と本市での現状を踏まえ、次の 3 つの柱に沿って計画を推進していきます。

1 ホームレスの自立を支援するための施策の推進

2 ホームレスに関する問題解決のための施策の推進

3 ホームレスになることを防止するための施策の推進

1 ホームレスの自立を支援するための施策の推進

ホームレスに対しては、自らの意思で安定した生活を営めるような支援を行っていくことを基本とします。そのためには、生活に関する総合的な相談支援体制を整備することにより、個々のニーズを把握し、一人ひとりに応じた支援策を検討することで、就業の機会や安定した居住の場所の確保のための支援を行っていく必要があります。また、健康状態に不安のあるホームレスに対して、健康相談や適切な医療が受けられるような支援を行っていく必要があると考えます。

そこで、次に掲げる4つの施策を実施することにより、ホームレスへの自立の支援を推進していきます。

(1) 生活に関する相談支援

(2) 保健及び医療の確保

(3) 安定した居住の場の確保

(4) 就業機会の確保

(1) 生活に関する相談支援

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、実態把握に基づくホームレスの個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確に応えられるよう、市と関係機関の相互連携を強化した総合的な相談支援体制の確立に努めていきます。

○実態の把握

市内のホームレスの実態を把握するため、関係機関と連携し、定期的な調査等を実施するとともに、道路、公園、河川等の継続的な巡視活動を行います。

また、市職員が市内を巡回し、個別面談による相談活動を行うことで、個々のニーズを把握し、自立の支援につなげていきます。

○ホームレス自立支援連絡協議会の開催

市、民間団体、関係機関等からなる「姫路市ホームレス自立支援連絡協議会」を定期的に開催し、ホームレスの自立支援に向けた協議・調整を行います。

○総合的な相談支援窓口の設置

総合的な相談窓口として市役所内に「くらしと仕事の相談窓口」を設置します。「くらしと仕事の相談窓口」には相談支援員を配置し、ホームレスや住民等からの相談を受け付けます。相談支援員は、関係機関との連絡調整を行い、問題解決に向けて支援を行います。

女性のホームレスに対しては、配偶者暴力相談支援センターの婦人相談員が県立女性家庭センター等の関係機関と連携して自立支援を行います。

○民間団体の行う総合相談会への市職員の派遣

民間団体主催の総合相談会が開催される場合には、必要に応じて市職員を派遣し、福祉相談や健康相談などを行います。また、相談内容に応じた適切な支援が受けられるよう相互に連携を図ります。

(2) 保健及び医療の確保

ホームレスに対する保健及び医療の確保については、ホームレス個々のニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要があります。

このため、関係機関と連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔の保持に努めるとともに疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健、医療及び福祉の連携・協力体制の強化を図ります。

○健康相談等

健康に不安を抱えるホームレスの疾病の早期発見に努めるため、保健所で行っている健康相談について広報用チラシを配布し、周知を図るほか、民間団体主催の総合相談会で実施する健康相談に保健師を派遣し、相談機会の確保を図ります。

また、必要に応じて、保健所、福祉事務所、民間団体等が連携を図り、結核検診や医療機関への受診を支援します。

○心のケアに関する対応

ホームレスの心のケアに対応するため、保健所の「こころの健康相談」や「アルコール問題相談」について、広報用チラシを配布し、周知を図るほか、必要に応じ、民間団体主催の総合相談会等へ精神保健福祉士を派遣します。

また、医療機関受診等が必要な場合は、保健所、福祉事務所、民間団体等が連携を図り支援します。

○結核に罹患している人への対応

結核に罹患しているホームレスについては、保健所、福祉事務所、医療機関等が連携を図り、継続的な治療が行えるよう支援します。

○医療の確保

ホームレスに対する医療の確保を図るため、「姫路市医療安全管理懇話会」等の機会を活用し、医療機関での受診について、医師会・歯科医師会を通じて医療機関への積極的な周知に努めます。

また、病気等により急迫した状態で医療機関に救急搬送された場合等には、生活保護等を適用します。

○シャワー浴の提供

ホームレスの衛生状態の改善を図るため、民間団体と連携し、必要に応じてシャワー浴の提供を行います。

(3) 安定した居住の場の確保

ホームレスが地域社会の中で継続して自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所を確保した上で、就労の機会が確保されることが必要となってきます。

救護施設や養護老人ホーム等への一時的な入所を経て、居宅生活が可能と判断されたホームレスに対しては、自らの意思で自立した生活ができるように、住居の確保に向けた支援を行います。また、高齢等の理由から長期的な入所を希望する人に対しては、施設での安定した生活を継続できるよう支援を行います。

○一時的な住まいの確保支援

ホームレス状態を解消するため、一時的、緊急的な住まいの場の確保として、救護施設や養護老人ホーム、生活困窮者自立支援法による一時生活支援事業の活用を図ります。

○福祉施設への入所支援

ホームレスが、救護施設や養護老人ホーム等での一時的な入所の後、共同生活を営むことが可能と認められ、かつ、継続して施設での生活を希望する場合には、関係機関と連携しながら長期的な入所に向けた支援を行います。

○公営住宅への入居支援

救護施設や養護老人ホーム等への一時的な入所の後、自立した日常生活を営むことが可能と認められた人について、必要に応じて、公営住宅への入居を支援します。

○民間賃貸住宅の情報提供

民間賃貸住宅の情報を取り扱う関係団体との連携・協力を行い、低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供に努めます。

また、姫路市住宅マスタープランに基づき、「住まいに関する総合的な住情報提供・相談窓口」の設置の検討を進めます。

○居宅生活への移行支援

救護施設や養護老人ホーム等での一時的な入所の後、一定期間安定した生活状況にあって居宅での自立した生活を営むことが可能と認められた人に対し、関係機関と連携して居宅確保に向けた支援を行います。また、居宅生活移行後も安定した生活を送られるよう、必要に応じて、生活相談などの支援を行います。

○社会福祉各法に法的位置付けのない住宅への対応等

ホームレス等を一時的に入所させる住宅が、無料低額宿泊所や有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定する施設に相当する場合は、市と県が連携して適切な届出を勧奨します。

また、無料低額宿泊所を設置し運営する者に対しては、国の「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」に基づく指導等、適切な対応を行います。

(4) 就業機会の確保

ホームレスの就業による自立を図るためには、自らの意思による自立を基本として、一人ひとりの就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることが重要です。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、安定した住まいを確保するとともに、公共職業安定所やホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人情報の提供、職業相談、事業主等に対するホームレスへの理解促進のための啓発活動等を行い、ホームレスの実情に応じた支援を行います。

○事業主等に対する啓発

ホームレスの雇用の促進を図るために、事業主等に対し、ホームレスを取り巻く諸課題について理解を深めるための啓発活動を行うとともに、就業機会の確保について配慮を求めます。

○求人情報の収集、提供等

公共職業安定所と連携を図り、最新の求人情報を収集して出先機関へ掲示するほか、福祉事務所や関係機関へ情報を提供し、就労支援につなげます。

○関係機関の連携による就労支援

ホームレス等の生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援制度の利用を積極的に促し、就労支援事業を通じて、公共職業安定所等との連携の下、就労支援員による就労相談や、就労に向けた生活基盤や生活習慣の確立等を含むきめ細やかな支援を行います。

○直ちに就労による自立が困難なホームレスに対する支援

直ちに就労による自立が困難なホームレスに対しては、生活困窮者自立支援制度の利用を積極的に促し、就労準備支援事業を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身に付けるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行います。

○若年層のホームレスに対する支援

わかものジョブセンター、ひめじ若者サポートステーションの利用促進を図るため、パンフレットの配布やポスターを掲示するなど積極的に広報を行います。

2 ホームレスに関する問題解決のための施策の推進

ホームレスに対する虐待や差別など、ホームレスが地域社会で自立した生活をしていくためには様々な問題が存在しています。一方、ホームレスが公園や道路などの公共の場所を起居の場所とすることにより、施設の適切な利用ができなくなるなど、地域社会の中でも問題が生じています。

そこで、ホームレスに対する偏見や差別的意識をなくすために人権啓発や人権教育を推進するとともに、地域住民とホームレスがともに安心して暮らしていける社会の実現に向けて、次の6つの施策を実施し、ホームレスに関する問題の解決を図っていきます。

(1) 緊急援助及び生活保護の実施

(2) ホームレスの人権擁護

(3) 公共施設の利用環境の確保

(4) 地域における安全の確保等

(5) 民間団体や地域社会等との連携

(6) 地域福祉の推進

(1) 緊急援助及び生活保護の実施

ホームレスの中には、長期の野宿生活により栄養状態や健康状態が悪化し、医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要な方がいます。

ホームレスに対する生活保護は、単にホームレスであることをもって保護の対象となるものではなく、その資産や稼働能力、その他諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない場合に、最低限度の生活を保障し、自立に向けた必要な支援を行うため適用するものです。ホームレスから生活保護の相談があった場合やホームレスが救急搬送された場合には、ホームレスの生活状況等の把握を行い、適切な対応や保護の実施に努めていきます。

○ホームレスに対し緊急に行うべき援助

栄養状態や健康状態が悪化しているホームレスに対して、医療機関への入院や福祉施設への入所等の対応を緊急に講じます。

○救急搬送時の対応

ホームレスが病気等により急迫した状態で医療機関に救急搬送された場合は、救急隊は福祉事務所に通知を行い、通知を受けた福祉事務所は早急に実態を把握した上で、生活保護の適用による適切な保護に努めます。治療後は、再びホームレス生活に戻ることがないように実態に応じて関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。

○生活保護法による保護の実施

生活保護の適用が必要となったホームレスに対して、一人ひとりの抱える問題や精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等を十分把握した上で、必要に応じて、敷金等の支給や施設入所への支援など、「ホームレス自立支援プログラム」に沿って適切な保護を実施します。

(2) ホームレスの人権擁護

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもあります。ホームレスの人権擁護については、ホームレス及び地域住民、双方の人権に配慮しつつ、取組を推進することが求められています。

一人ひとりの人権を尊重するという意識を高める人権教育や人権啓発をさらに推進していくことにより、ホームレスに対する偏見や差別的意識の解消を目指します。

○人権教育の推進

教員に対してホームレスが生まれる社会的背景や要因について理解と認識の向上を図った上で、学校教育において子どもの発達段階や地域の実情に対応した人権教育を行うことにより、ホームレスに対する偏見や差別的意識の解消に取り組みます。

○人権啓発の推進

人権啓発センターを拠点として、啓発誌や講演会等による啓発活動、人権相談、民間団体等の活動に対する支援等を行うことにより、市民の人権意識の高揚を図り、ホームレスに対する偏見や差別的意識の解消に取り組みます。

○人権相談の充実

人権啓発センターや市役所、総合センター等で実施している人権相談について、身近な相談機会となるよう周知を図るほか、必要に応じ、民間団体主催の総合相談会等へ市の職員を派遣します。

また、人権相談を通じて、ホームレスに対する通行人からの暴力、地域住民等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合は、警察等の関係機関と連携・協力して適切な対応を図ります。

○福祉施設における人権の尊重

ホームレスが入所又は利用する福祉施設において、人権が尊重され尊厳が確保されるよう、入所者等の処遇について指導監査を実施します。

(3) 公共施設の利用環境の確保

公園、道路、河川等の公共施設において、ホームレスが起居の場所とすることによりその施設の適正な利用が妨げられているときは、関係機関と連携を図り、ホームレスの人権に配慮しながら、施設の適正な利用環境の確保に努めていきます。

○公共施設の適正利用の確保

定期的な巡視活動により、ホームレスの実態把握に努め、聞き取りや相談窓口の紹介、関係機関への情報提供等を行います。

また、公共施設を不適正に占拠することにより適正な利用が妨げられるおそれがある場合には、必要に応じて物件の撤去指導等を行います。

○施設管理者による監督処分

必要と認める場合には、法令の規定に基づき、公共施設からの退去・移動の監督処分措置を行います。

退去等の指導に当たっては、ホームレスの人権に十分配慮し、民間団体や関係機関と連携して問題解決に当たり、自立支援が図られるよう努めます。

○放棄物等の処理

公共施設にホームレスが起居等に使用していたことによる放棄物等があつて、それを自主撤去できない場合は、施設の適正な利用を確保するために、また、新たなホームレスが起居の場所とすることのないように、関係機関と連携を図りながら、放棄物等の処理を行います。

○災害に備えた適切な措置

ホームレスに被害が及ぶおそれがある洪水等の災害時には、関係機関が連携し、迅速かつ適切な措置を講じます。

(4) 地域における安全の確保等

地域における安全の確保やホームレスの被害防止を図るために、警察等の関係機関との連携の下、ホームレスの人権に配慮しつつ、地域社会の理解と協力を得ながら、安全で安心な地域社会を目指して地域安全活動等を推進していきます。

○事件・事故防止活動の推進

ホームレスからの相談や地域住民等からの通報等を受けた場合は、必要に応じて警察等の関係機関と連携して対応し、ホームレスや地域住民等の不安感の除去に努めます。

また、地域が取り組む防犯パトロール等の地域安全活動を支援するほか、市の安全安心パトロールカーによる巡回活動を行います。

○緊急保護が必要と認められる人への対応

警察からの連絡等により緊急に保護が必要と認められるホームレスに対しては、関係機関と連携し、医療機関での受診や福祉施設への入所を支援するなど適切な対応を図ります。

(5) 民間団体や地域社会等との連携

ホームレスの自立を支援する上では、行政のみならず、地域における支援活動を通じて身近な存在である民間団体や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携・協力が不可欠となってきます。

特に、民間団体は、その支援活動を通じホームレスの生活実態を把握しており、一人ひとりの実情に対応したきめ細やかな支援活動において重要な役割を果たすことが期待されることから、今後も相互連携を強化し、ホームレスの自立支援に向けた総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。

○民間団体等との連携・協力

ホームレスの自立支援に係る各施策の取り組み状況について、市と民間団体等で定期的な情報交換や意見交換を行います。

また、市、民間団体、関係機関等でそれぞれの役割を踏まえて連携・協力し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

○地域社会等との連携・協力

民生委員・児童委員の研修等の機会を通じて、本計画や各種施策の取り組みについて情報提供や情報交換を行うことで、地域社会と連携・協力できる支援体制を構築します。

また、自治会活動便利帳にホームレスの相談窓口の連絡先を掲載するなど、地域における相談支援活動に協力します。

(6) 地域福祉の推進

ホームレス問題の背景には、核家族化の進行や地域住民の相互のつながりが希薄化する中で、失業等に直面した場合に、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという、まさしく地域福祉を取り巻く課題が存在しています。

このため、ホームレス問題に向き合う上では、問題をホームレスに特化するのではなく社会全体の問題としてとらえ、ホームレスの自立支援施策の推進と併せて、地域福祉の推進を図ります。

○地域福祉計画の推進

地域に暮らす私たち一人ひとりが関わり合い、安心して生き生きと暮らすことのできる福祉社会を目指して、「姫路市地域福祉計画」に掲げる施策を着実に推進します。

○民間団体等が活動しやすい環境づくりの支援

市民活動・ボランティアサポートセンターを拠点として、市民活動に関する情報提供や相談、連携・交流、団体活動に対する支援等を行い、ホームレスを支援する民間団体等が活動しやすい環境づくりに取り組みます。

○福祉サービス利用援助事業の利用促進

知的障害や認知症等があるホームレスのうち、判断能力が不十分な人に対しては、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業の利用に向けた支援を行います。

3 ホームレスになることを防止するための施策の推進

定まった居住地を持たず、車上での生活や終夜営業店舗等での生活を余儀なくされている人についても、新たにホームレスとにならないように必要な支援を行うことが必要です。

ホームレスへの支援と同じように、総合的な相談支援窓口において個々の生活状況を把握し、就業の機会や安定した居住の場所の確保に向けた支援を行います。また、離職などにより住居を喪失するおそれのある人については、相談支援窓口の周知を図るなどにより、早期の相談支援につなげ、住居を失うことにより新たにホームレスとにならないような支援が必要となってきます。

そこで、次の5つの施策を実施することにより、新たなホームレスを生まない社会の実現に努めていきます。

(1) 生活に関する相談支援

(2) 就業機会の確保

(3) 安定した住居の確保

(4) キャリア教育の推進

(5) その他生活上の支援

(1) 生活に関する相談支援

定まった居住地を持たず、車上生活や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある人に対しても、ホームレスと同様に、関係機関や民間支援団体と相互連携しながら積極的な相談活動を実施し、個々の事情に応じて、福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関につなげることにより、ホームレスとならないよう支援を行います。

○生活困窮者自立支援制度の活用

生活困窮者自立支援制度を担当する「くらしと仕事の相談窓口」において、個々の事情に応じた相談支援活動を行います。

また、パンフレット等を作成し制度の周知に努めます。

○関係機関・民間団体等との相互連携

関係機関や民間団体、民生委員・児童委員等と相互に連携することで、地域における生活困窮者の把握と早期支援の実施に努めます。

また、公営住宅の家賃納付相談時等において、生活に困窮し支援が必要と認められた場合については、相談窓口を案内するなど必要な支援が受けられるように相互に連携を図ります。

○債務整理等に関する相談支援

債務超過等の理由により家賃を滞納するなどによって住居を失うおそれのある人に対しては、家計相談支援事業の利用を積極的に促し、家計の視点からの専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援を行います。

(2) 就業機会の確保

ホームレスとなるおそれのある人としては、一般的には、現に失業状態にある人、日雇労働等の不安定な就労関係にある人であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある人が想定されます。

これらの人に対して、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることにより、ホームレスとならないような施策を実施していきます。

○ワークサポートひめじとの連携

自立相談支援事業の利用を積極的に促し、就労支援員や相談支援員が市役所内に設けられたワークサポートひめじと連携することにより、安定した就労に向けて支援を行います。

○求人情報の収集、提供等

公共職業安定所と連携を図り、最新の求人情報を収集して出先機関へ掲示するほか、福祉事務所や関係機関へ情報を提供し就労支援につなげます。

○若年層に対する就労支援・相談機会の提供

わかものジョブセンター、ひめじ若者サポートステーションの利用促進を図るため、パンフレットの配布やポスターを掲示するなど積極的に広報を行います。

(3) 安定した住居の確保

経済情勢の変化の中で、雇用機会の減少に伴う収入の減少により、終夜営業店舗等での生活が困難となった人や、病気や高齢を理由に解雇されたことにより雇用元の寮等を退去しなければならなくなった人に対して、一時生活支援事業や住居確保給付金等の事業を活用することにより、ホームレスとならないよう支援を行います。

○一時生活支援事業の利用

住居のない生活困窮者に対しては、一時生活支援事業の利用を促し、一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を行うことにより生活の安定を図るとともに、関係機関と連携することにより他の事業につながるよう支援を行います。

○住居確保給付金の支給

離職により住居を失うおそれのある人に対して、一定の要件のもと、住居確保給付金の支給を行うことにより、住居を喪失しないよう支援を行います。

○総合支援資金の活用

自立相談支援事業の利用者であって、総合支援資金の貸付を受けることにより安定した居住地を確保できる、又は喪失することを防止できる場合においては、社会福祉協議会と連携し、貸付が受けられるよう支援を行います。

(4) キャリア教育の推進

若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上生活に陥る人も少なからずいると言われています。これらの人は、就労の意義を十分に理解していないことやキャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因により、路上生活に陥っていると考えられることから、学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階に応じた体系的なキャリア教育の推進を図ります。

○職業体験を通じた勤労観の育成

中学生が職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、地域での様々な体験活動を通じて、働くことの意義、楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めるなど、生徒一人ひとりが自分の生き方を見つけられるよう支援を行います。

また、この取り組みを通じて学校・家庭・地域社会の連携を深め、社会全体で子どもたちの人間形成や社会的自立の支援に努めます。

○教育段階における職業観の形成

民間企業や経営者協会等と協力し、高等教育段階における職業観の形成に取り組むことで、就職後のミスマッチによる離職等の防止を図ります。

(5) その他生活上の支援

ホームレスとなるおそれのある人であって、高齢や病気などのため早期の就労による自立の見込みのない人に対しては、生活福祉資金等の貸付制度の活用や生活保護制度の適用等により、安定した生活となるよう支援を行い、新たなホームレスを生まない社会の実現に努めていきます。

○生活福祉資金の利用支援

定まった住居のない人であって、病気等の理由により、早期に就労による自立の見込みのない人に対し、生活福祉資金の貸付により自立が見込める場合においては、自立相談支援事業の利用を促すとともに、社会福祉協議会と連携し、貸付が受けられるよう支援を行います。

また、貸付後についても生活相談などの支援を継続して行います。

○生活保護の適用

ホームレスへの支援と同様に、必要に応じて、生活保護制度の積極的な適用を図り、住居の確保やその後の生活支援を行うことで、新たなホームレスを生まないように努めていきます。

参考資料

○個別面談調査結果

◆調査の概要

計画を見直すに当たり、市内のホームレスの生活実態を参考とするため、平成 27 年 6 月から 10 月にかけて、市内に起居するホームレスに面談調査を行いました。平成 27 年 1 月の目視調査で確認された場所を中心に市職員が巡回して実施し、有効回答を得られたのは 14 人でした。

◆調査結果

1 性別

男	12 人
女	2 人

2 年齢

40 歳未満	0 人
40 歳～49 歳	0 人
50 歳～59 歳	5 人
60 歳～69 歳	6 人
70 歳以上	3 人

3 住民票の所在

姫路市内	8 人
兵庫県内（姫路市以外）	0 人
兵庫県外	4 人
わからない	2 人

4 路上生活期間

1 年未満	2 人
1 年～3 年未満	1 人
3 年～5 年未満	0 人
5 年以上	11 人

5-1 生活場所

都市公園	10 人
河川	4 人
道路	0 人
駅舎	0 人
その他の施設	0 人

5-2 食事手段（複数回答可）

自炊	1 人
食堂・市販の弁当	9 人
炊き出し	4 人
廃棄予定の飲食物	1 人
市民やボランティアからもらう	5 人

5-3 市内で民間団体が炊き出し等の支援を行っているのを知っているか？

知っている	10 人
知らない	4 人

5-4 炊き出しの情報をどこで知ったか？ (5-2 で「知っている」と回答した人)

ホームレス仲間	5 人
炊き出し会場	0 人
支援団体のスタッフ	5 人

6-1 現在の仕事の状況

ある	8 人
ない	6 人

6-2-1 仕事の内容 (6-1 で「ある」と回答した人)

廃品回収	6 人
日雇い労働	0 人
その他	2 人

6-2-2 1ヶ月の収入の額 (6-1 で「ある」と回答した人)

1 万円未満	3 人
1 万円～5 万円未満	2 人
5 万円～10 万円未満	1 人
10 万円以上	1 人
わからない	1 人

7-1 路上生活をする直前にしていた仕事の内容

技能工・生産工程作業員	9人
サービス職業従事者	1人
警備・運輸従事者	2人
無職	2人

7-2 路上生活になった理由（複数回答可）

失業・倒産	5人
病気	2人
借家・家賃滞納	0人
高齢	0人
家出	3人
その他	5人

8-1 健康状態

良い	10人
やや悪い	4人
悪い	0人

8-2 体調不良時の解決法（複数回答可）

我慢した	7人
救急車を呼んだ	0人
病院に行った	2人
薬を飲んで様子を見た	3人
友人に相談した	0人
市役所に相談した	0人
その他	3人

8-3 定期健康診断希望の有無

機会があれば受けたい	4人
機会があっても受けない	10人

9-1 入浴機会の有無

ある	8人
ない	6人

9-2 入浴の回数

(9-1で「あり」と回答した人)

毎日	2人
週2回程度	1人
週1回程度	0人
お金次第	3人
汚れたら	2人

10-1 一般住民とのトラブル

ある	5人
ない	9人

10-2 トラブルの内容（複数回答可）

(10-1で「ある」と答えた人)

花火等を投げつけられる	1人
襲撃	0人
寝床、所持品を荒らされる	1人
投石	2人
罵声	0人
酔っぱらい等にかまれる	1人

11 路上生活で困っていること（複数回答可）

食べ物が不足	3人
健康状態が悪い	3人
入浴ができない	0人
一般住民からのいやがらせ	1人
暑さ・寒さをしのげない	0人
日用品・衣類が不足	1人
特になし	7人

12-1 公共機関への相談

したことがある	1人
したことがない	13人

12-2 主な相談先

(12-1で「したことがある」と回答した人)

市役所(生活保護窓口)	1人
市役所(生活保護以外の窓口)	0人
県(健康福祉事務所)	0人
警察	0人
職業安定所	0人
シルバー人材センター	0人
その他	0人

12-3 相談の内容

(12-1で「したことがある」と回答した人)

生活保護の相談	0人
仕事の相談	0人
医療・健康相談	1人
住居の相談	0人
食事の相談	0人
日用品・衣服の相談	0人
一般住民とのトラブルの相談	0人
その他	0人

13 姫路市ホームレス自立支援計画について

知っているか?

名称も内容も知っている	0人
名称だけ知っている	0人
知らない	14人

14 現在連絡を取れる家族・親族がいるか?

いる	6人
いない	8人

15 今後希望する生活

今のままでいい	7人
賃貸住宅等に住んで、仕事をし、自活したい	1人
賃貸住宅等に住んで、生活保護等の福祉の支援を受けたい	1人
施設に入りたい、入院したい	1人
家族のもとに戻りたい	0人
わからない	4人
その他	0人

16 行政や民間支援団体に望むこと

(複数回答可)

食事の提供	2人
日用品・衣服の提供	0人
仕事の提供	2人
宿泊場所の提供	1人
住居の提供	1人
医療支援の充実	1人
支援情報の提供	0人
生活保護の適用	2人
無回答	7人

その他自由意見を求めたところ、「今の生活に慣れているので、今のところ自分の力で生活していきたい」、「現状維持ができなくなったら、生活保護等の相談に行きたい」という声がありました。

◆調査結果まとめ

姫路市内のホームレスは高齢者が多く、また、ホームレス生活が長期化していることが分かります。しかし、これらの人々の多くは今のところ自力で生活できており、住居の確保や施設入所を希望された方についても、病気等で動けなくなるまで今の生活をそのまま続けることを希望されておりました。

また、面談した人のほとんどが公共機関へ相談を行ったことがないとの回答でした。このため、市職員による巡回相談などを実施し、相談機会を確保することでホームレスの生活状況を把握するとともに、必要なときに適切な支援を行える体制を作っておくことが重要と考えられます。

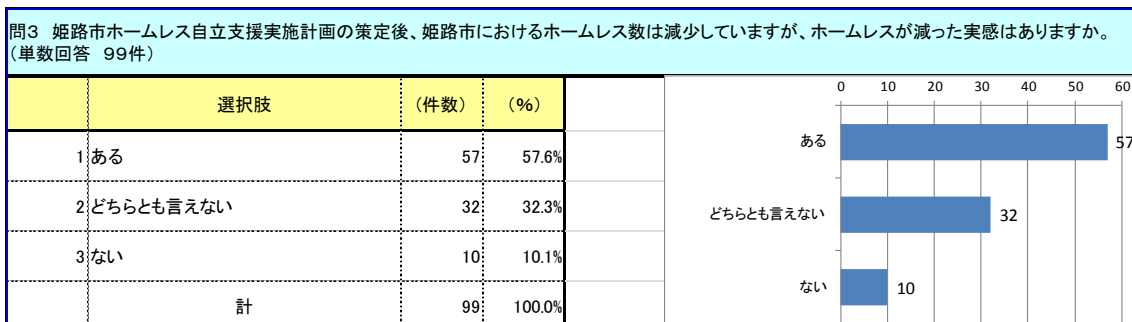
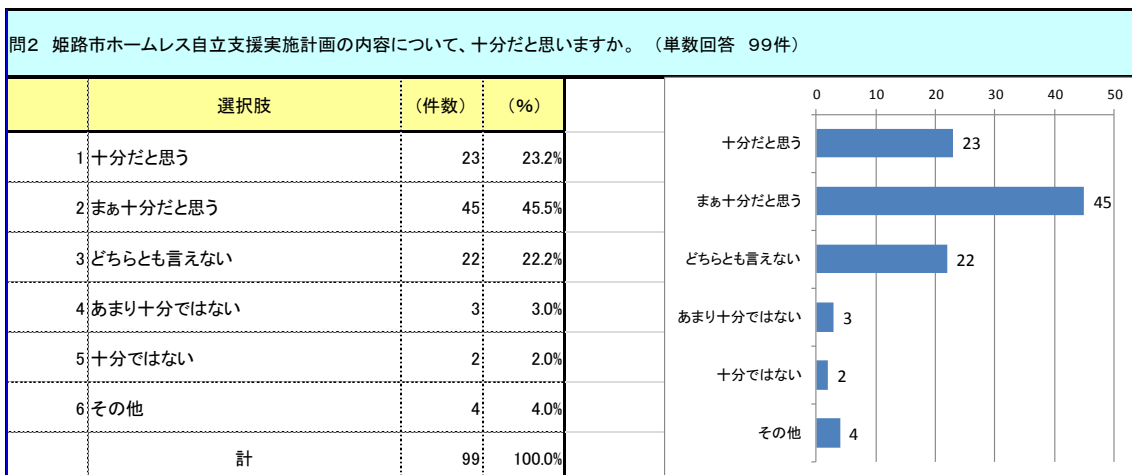
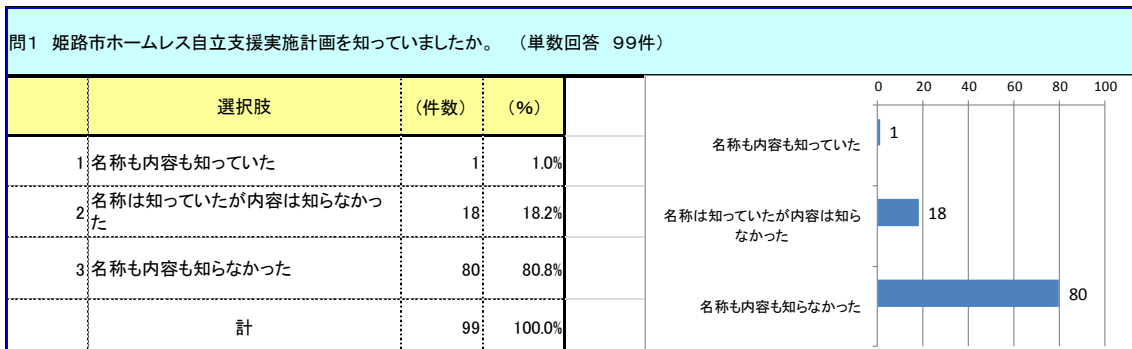
○市政モニター・アンケート結果

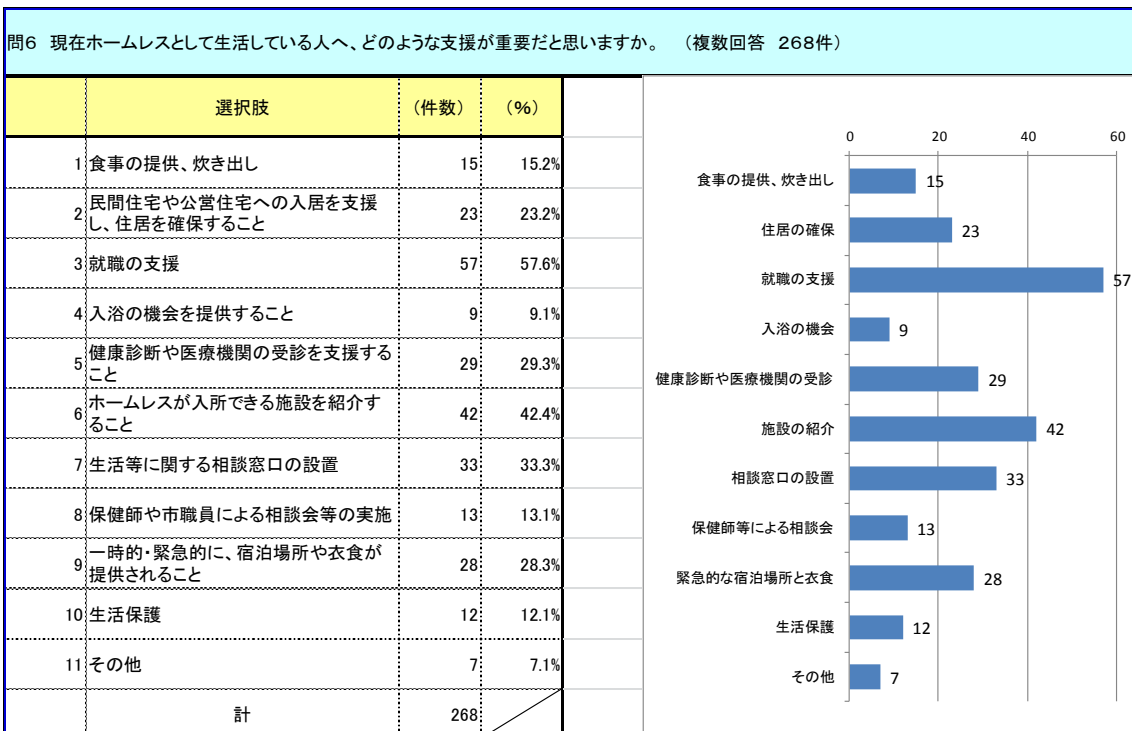
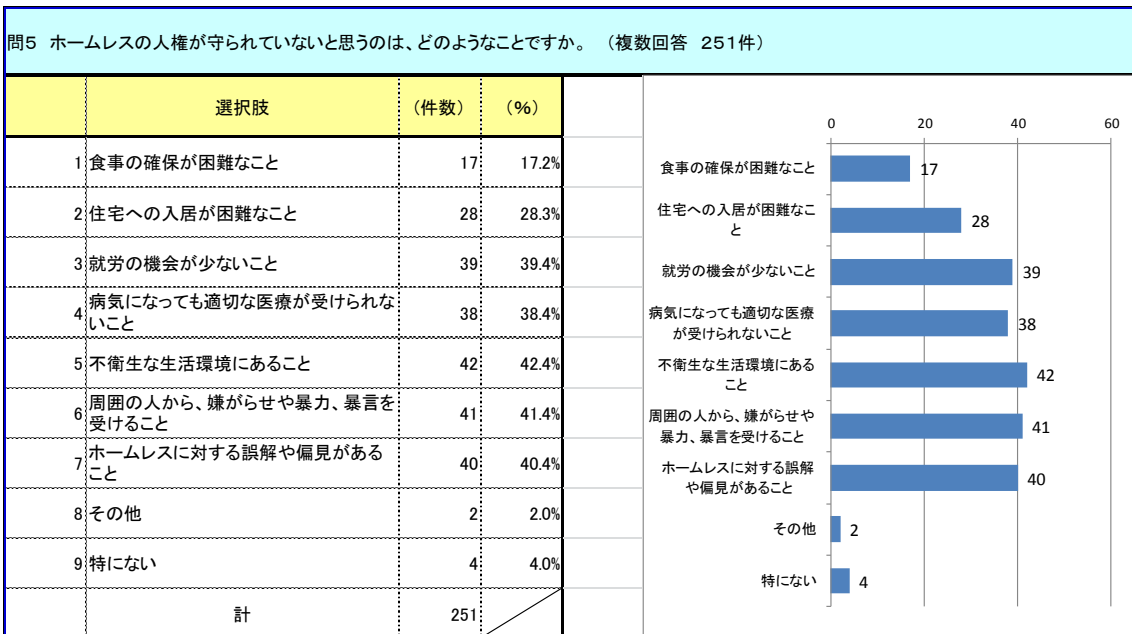
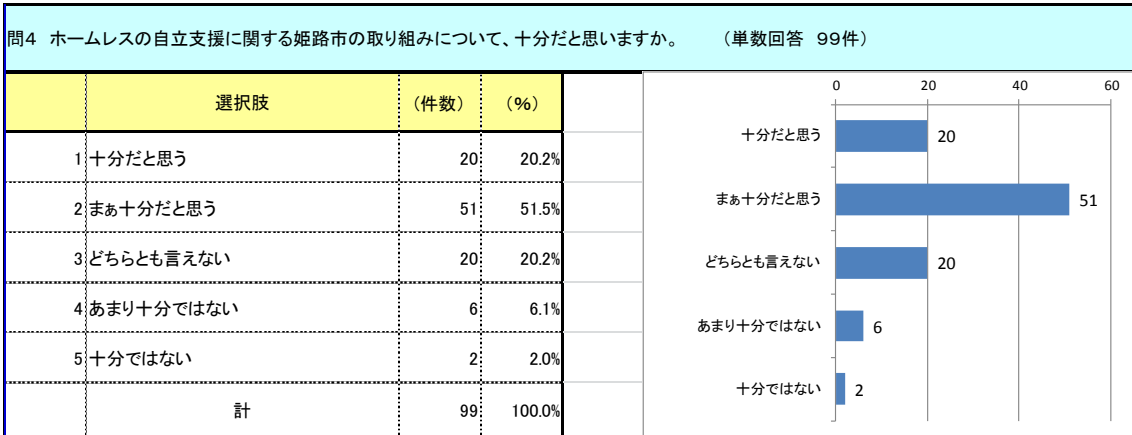
計画を見直すに当たり、市民の意識を参考とするため、次のとおりアンケートを実施しました。

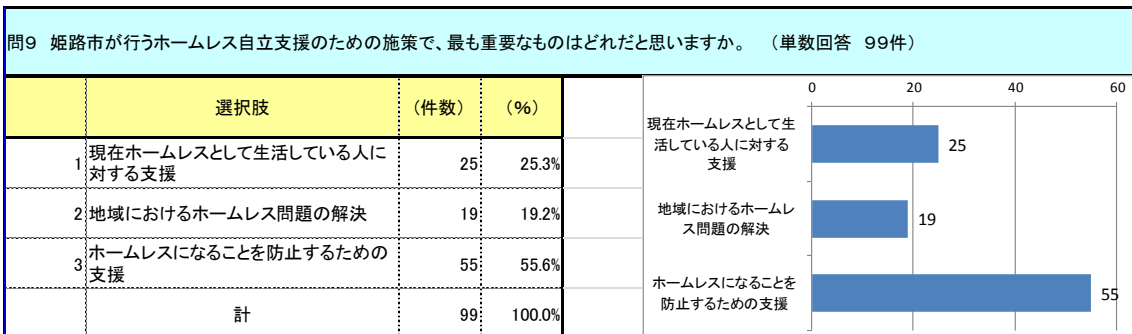
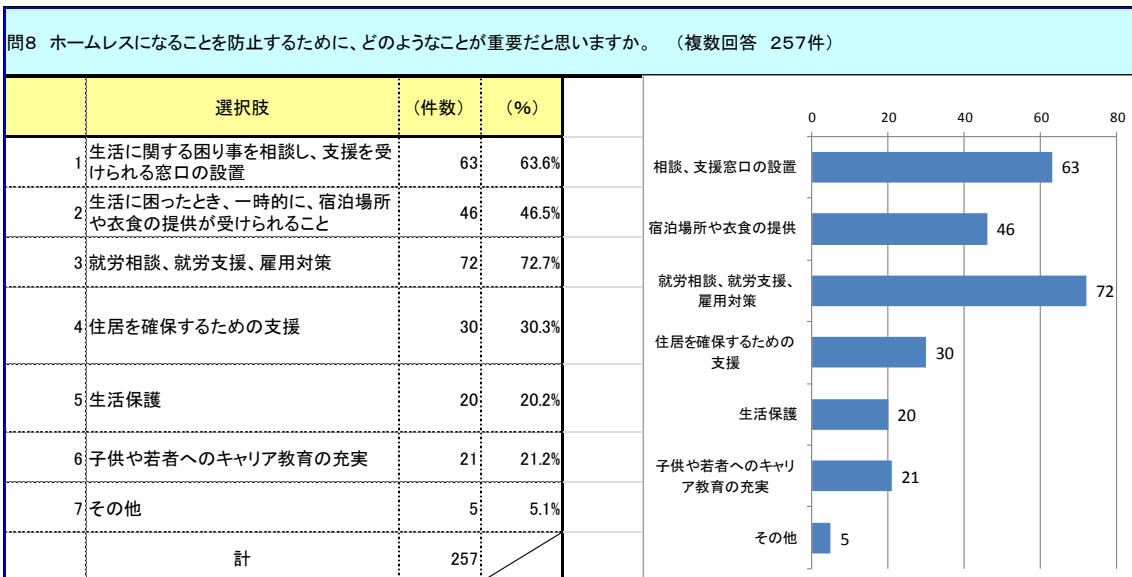
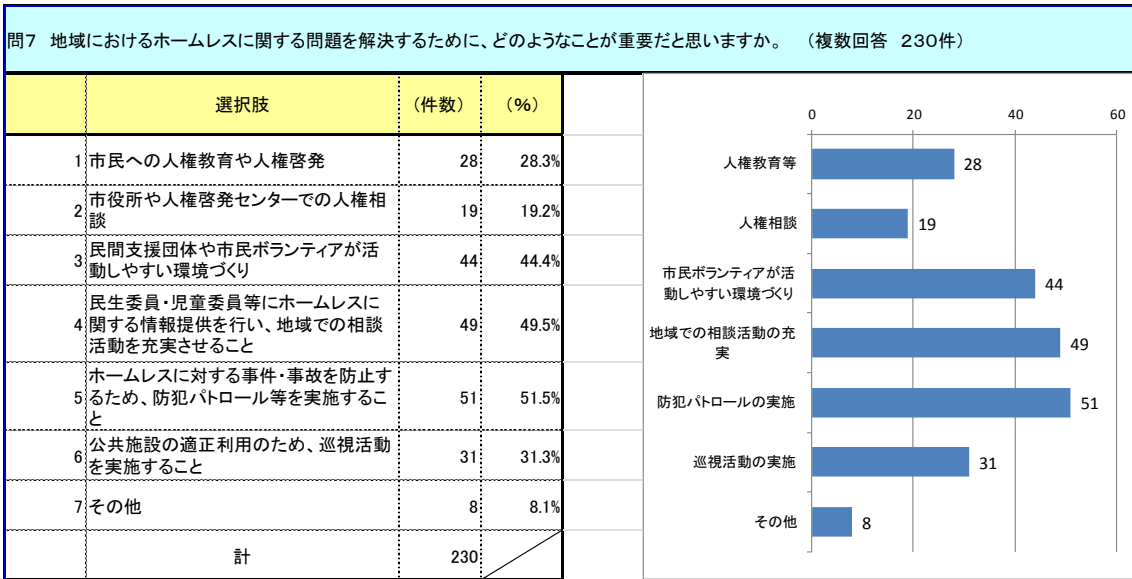
◆アンケートの概要

調査期間	平成 27 年 7 月 3 日（金）～7 月 17 日（金）
対象・人数	市政モニター 100 人
回答方法	調査票（書面）の提出 又は インターネット上での調査票の提出
回答率	調査対象 100 人に対して、有効回答数 99 人 有効回答率 99.0%
質問数	10 問

◆アンケート結果







その他自由意見を求めたところ、「積極的に巡回パトロールなどを行うのがよい」、「住居、職業の斡旋が第一」、「市内ではほとんどホームレスを見かけなくなった。これからはホームレスになることを未然に防ぐ支援を検討すべき」、「社会や学校などでホームレスに対する偏見を無くせるような教育や、生き抜く力を身につけるキャリア教育が必要」といった意見が寄せられました。

◆アンケート結果まとめ

多くの市民の方から、姫路市内でホームレスが減ったという実感があるとの回答がありました。これは、これまでの取り組みが一定の成果を上げているものと考えられます。しかし、ほとんどの方が計画の内容を知らないなど、周知が十分でないことも分かりました。

また、ホームレスに関する人権問題としては、不衛生な生活環境、嫌がらせや暴力暴言といった点に問題があるとの意見が多く、また、地域におけるホームレス問題の解決のためには、地域での相談活動の充実や防犯パトロールが必要であるとの意見が多く見られました。

ホームレスの自立支援施策の推進には、市や民間支援団体の取り組みだけでなく、地域住民の理解と協力が必要不可欠となってきます。今後も、関係機関だけでなく、地域社会との連携にさらに努める必要があると考えられます。

ホームレスへの支援、ホームレスになることを防止するために必要な支援に関する項目では、共通して就職に関する支援がもっとも多く、次いで住居に関することや相談窓口の設置があげられています。これらの支援については、平成 27 年度（2015 年度）より生活援護室内に「くらしと仕事の相談窓口」を設置し、ホームレスや生活困窮者への支援に取り組んでいるところです。

今後の取り組みについて最も重要なことは、ホームレスになることを防止するための取り組みであるとの回答が半数以上を占めました。新たな計画の策定に当たっては、従来からのホームレスの支援に加えて、ホームレスとなることを防止するための施策が求められていると考えられます。

○用語集

語句	説明
安全安心パトロールカー	通学路を中心とした防犯パトロールを行う青色回転灯を付けた車両。安全安心に関する情報・要望の収集、事案発生時の早急かつ適切な対応などを行う。
一時生活支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき行われる支援事業の一つ。住居を持たない人や不安定な住居形態にある人を対象に、一定期間、宿泊場所と衣食の提供を行う。
家計相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき行われる支援事業の一つ。家計の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者自身が家計を管理できるよう支援計画の作成、関係機関へのつなぎなどを行う。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしく生きることの実現を目指す教育。
救護施設	生活保護法の規定に基づき設置される保護施設の一つ。身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。
県立女性家庭センター	売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う兵庫県の婦人相談所として設置。DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしても位置付けられている。
市民活動・ボランティアサポートセンター	ボランティアやNPO法人等の市民活動を総合的に支援する本市の施設。市民活動に関する情報収集・提供、学習機会の提供、相談、連携・交流、団体支援事業等を行う。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置。民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。福祉サービス利用援助事業や生活福祉資金貸付等の事業を行っている。
就労支援事業	自立相談支援事業による就労支援。就労支援員によるハローワークと連携した求職活動の支援や就労支援体制整備員による本人の適正に合った就労先の開拓を行う。
就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき行われる支援事業の一つ。直ちに就労が困難な人を対象に、6ヶ月から1年の間、一般就労に向けた基礎能力を養いながら支援や就労機会の提供を行う。
住居確保給付金	生活困窮者自立支援法に基づき行われる支援事業の一つ。離職等により住居を失った、または失うおそれが高い人で、支給要件を満たす人を対象に、一定期間家賃相当額の支給を行う。
自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき行われる支援事業の一つ。生活の困りごとや不安に対し、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と寄り添いながらプランを作成し、自立に向けた支援を行う。
人権啓発センター	人権について自ら学び研究することができる場の提供や活動の支援、人権情報の提供、地域に根ざした人権の歴史に関する資料の収集、情報の受発信等の事業を行う、本市の人権啓発の中核施設。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援する制度。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の支援を行うための所要の措置を講ずるための法律。
生活福祉資金	経済的な理由や、または障害などにより生活課題を抱えている世帯に対し、一時的な費用の貸付を行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援する制度。
精神保健福祉士	精神科病院や社会復帰施設、保健所等で、精神障害者の社会復帰に関する相談や指導等を行う専門職。

語句	説明
総合支援資金	生活福祉資金の1つ。失業等によって生計維持が困難な人に対し、生活再建を行う間の生活費等必要な費用の貸付を行うことにより、自立に向けた取り組みを支援する制度。
配偶者暴力相談支援センター	DV被害者の相談、一時保護等を行うほか、自立した生活促進のため、保護命令制度の利用に関する情報提供、助言等を行う窓口。姫路市では婦人相談の窓口でもある。
姫路市医療安全管理懇話会	保健所の相談窓口で受け付けた医療に関する苦情や相談のうち、解決困難な案件の分析や問題点の抽出等を行い、解決方法を見出すための協議や医療安全の向上につなげるための提言、助言等を行う懇話会。
姫路市住宅マスタープラン	本市における住宅施策の総合的な方向性を示す総合計画。市民が安全・安心に住まいながら地域への誇りと愛着を持って快適に暮らせる住環境の実現を理念としている。
姫路市地域福祉計画	社会福祉法に基づき、福祉に関する横断的かつ総合的な施策を推進し、市民が住み慣れた地域で安心して生活できる福祉社会の実現を目指すための計画。
ひめじ若者サポートステーション	厚生労働省の事業を受託して NPO 法人が運営。働くことに悩みを抱える 15～39 歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行う。
兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針	国の基本方針を指針とし、県下各市町、民間団体、関係機関等と連携しホームレス対策を行うことを定めた方針。
福祉サービス利用援助事業	認知症高齢者、知的障害者等、判断能力が十分でない人に対し、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、さまざまなサービスの利用や見守り等の支援を行う事業。
ホームレス自立支援プログラム	自立意欲があるホームレスで生活保護の申請をした人に対し、個々の状況に応じた支援を行うための方法を体系的にまとめたもの。
ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）	ホームレス数を把握することを目的に、毎年1月に全国の自治体で一斉に行われる目視調査。
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	ホームレスの自立の支援やホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関して、国や地方公共団体の責務等を定めた法律。
ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	ホームレスの自立の支援に関する特別措置法に基づき、国が策定したホームレスの自立を支援する基本方針。市が策定する実施計画の作成指針に位置付けられる。
民生委員・児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民に対する相談・援助や子どもたちの見守りなど、社会福祉の向上のために活躍する民間奉仕者。
無料低額宿泊所	社会福祉法に規定されている生計困難者を無料または低額な料金で一時的に宿泊させる施設。
養護老人ホーム	65歳以上であって、身体上、精神上または環境上の理由や経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な人を入所させ、日常生活上必要なサービスを提供する施設。
ワークサポート	ハローワークが行う無料職業紹介業務と、地方自治体が行う業務（福祉等）を、ワンストップで一体的に実施する、国と地方の連携事業。
わかものジョブセンター	若者の就職活動をサポートする本市の施設。専門のカウンセラーによるカウンセリング、就職支援セミナーの開催、併設されているハローワークへの紹介等を実施している。

姫路市ホームレス自立支援実施計画

平成28年（2016年）3月

姫路市 健康福祉局 生活援護室

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

URL <http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212322.html>